

※ _____(下線)が更新箇所

新型コロナウイルス感染防止に向けた職員の行動指針

(令和3年9月13日更新)

令和2年4月9日

新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

現在、日本国内で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を実施しています。福井県においては、「福井県感染拡大特別警報」が発令されています。他方、新型コロナウイルスワクチンが進んでいますが、変異ウイルスの感染力は従来型より強いことが報告されており、マスク着用(咳エチケット)や手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底など、今後とも一人ひとりの慎重な行動が必要です。

このような中、他県との往来等の行動は控えるべき状況にあり、特に大学では、多くの学生が様々な地域と往来し活動することによる集団感染の発生が危惧される所です。また、本学においても新型コロナウイルス感染症に罹患する事例が発生しています。

これらを踏まえ、本学においては感染症対策に万全を期すため、9月13日以降の間、次のことに留意し行動してください。

1. 基本方針

「新しい生活様式」を実践し、自分が感染しないこと、他人を感染させないこと、感染を拡大しないようにする。

(1) マスクの着用

- ・常時、マスク着用を必須とする。
- ・食事の時、マスクを外す際は黙食とする。

(2) 3密の回避及び換気

- ・換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面
を徹底的に回避
- ・室内での活動は、定期的な換気を実施

(3) 手指衛生

- ・こまめな手洗い、手指消毒

2. 具体策

(1) 勤務上の注意点

○課外活動は、「福井大学学生課外活動の段階的緩和の目安(キャンパス毎)」で示すレベルの範囲内において活動を可能とし、そのレベルの度合いは感染拡大の状況等により学長が決定することとなっているので、顧問教員等は留意する。

○罹患者及び濃厚接触者の疑いがある場合は、出勤を控えること。

○発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医を持たない場合や受診先に迷う場合は、福井県の相談窓口「受診・相談センター」(「帰国者・接触者相談総合センター」から名称変更) TEL(0776)-20-0795(電話受付時間 7:00～17:15、時間外は携帯電話対応)に相談する(県外では在住の相談窓口に相談)。また、友人や同居する家族が感染者と診断された場合など、感染者と濃厚接触した疑いがある場合も同様に相談及び連絡する。

○罹患者及び濃厚接触者になった場合には、「新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の対応」(eOffice「お知らせ」に掲載)により、所属長等へ連絡すること。

○関係者の来学及び会議の開催については、オンライン会議等を推奨する。なお、本学の業務上やむを得ず、来学させる場合及び対面での会議を開催する場合は、マスクの着用や3密を徹底的に回避するなど感染拡大防止対策を講じる。

○世界各国及び日本国内において感染者数や死亡者数が増加していることから出張等は自粛する。特に海外への渡航については、原則禁止する。
やむを得ず、海外から帰国したとき及び継続して感染者が発生している地域から福井県に移動した場合は、移動後2週間は体調管理を行う。体調の変化があった場合は、職場に連絡し、必要な対応を行う。

○生協食堂の利用は、①食堂入口での手洗い又はアルコール消毒、②マスク着用、③黙食、④食事後の速やかな退出、併せて生協の指示に従う。また、生協食堂・売店における昼食時の混雑を回避するため、研究室等で弁当を食すなど、食事場所や利用時間の分散に協力する。

○部局長は、職場における感染防止対策を徹底するため、部局の実情に応じた在宅勤務を実施することができる。また、発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる際は、自宅待機させることとする。

(2) 日常の注意点

○常に人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは避けるなど、本学職員として節度と責任のある行動をとるように心がける。

○手指衛生(手指消毒又は手洗い)・マスク着用(咳エチケット)を遵守し、感染症の予防と健康管理に十分努める。

○人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、近距離での会話や大声での発声を控える。必要な場面が生じた場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクやフ

フェイスガード等の装着を励行する。

- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用する。
- 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- 商業施設利用の際には、「感染防止徹底宣言」ステッカー掲示店舗の利用を推進する。なお、一堂に会して飲食を行う会食等は、本学においても濃厚接触者や罹患者となる事例も発生しているため、当分の間、自粛する。
- 他県との往来は、慎重に判断し、やむを得ず往来する場合は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、用務場所以外の施設（特に全国的にクラスターが発生しているような施設）に立ち寄らないことに加え、感染防止対策に十分注意して行動する。併せて、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域との不要不急の往来（冠婚葬祭など真に必要で急を要するものは除く）は控える。
- 毎日決めた時間に検温し、記録して健康観察を行う。健康チェック表は各自で保管し、大学からの求めに応じ提出できるようにしておく。
- 万一、罹患又は罹患が疑われる際には、過去（特に直近2週間）の行動が重要であり、保健所等から聞き取りが行われるので、日常の行動を記録すること。

【問合せ・連絡先】

総務部総務課総務担当

TEL： 0776-27-8936

E-mail： s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp